



# 暮らしの 情報ボックス

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310
道草館	68-4777

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

## 9月のこよみ

- 3日 暮らし楽しくフェスティバル(4日まで)
- 7日 新饗田抜穂祭
- 11日 第44回衆議院議員総選挙  
写真甲子園特集番組放映日(14時から)
- 18日 新米キャンペーン
- 21日 秋の交通安全祈願祭
- 27日 第3回定例議会(28日まで)
- 30日 教育委員会議(午後1時30分)  
農村環境改善センタ-

### 税務住民課住民相談年金係

## 年金保険料免除申請の簡素化について

申請全額免除および若年者納付猶予に係る申請手続きが、7月1日から簡素化されました。

その目的は、前年度申請全額免除者の約6割が翌年度も全額申請免除になっているという実態を踏まえ、その申請手続きに係る負担軽減を図るとともに、手続き勸奨等の事務の簡素化を図るといっています。

具体的には、申請全額免除および若年者納付猶予申請者について、翌年度以降引き続き申請することを本人があらかじめ申し出た場合に、翌年度以降の申請書の提出を省略するものです。ただし、免除等に該当するかどうかの要件審査は毎年社会保険

庁が行い、審査結果を通知いたします。

対象者は、国民年金法第90条第1項(第1号、第3号及び第4のいずれかに該当)の規定による免除該当者と若年者納付猶予該当者です。

今回の措置は、あくまでも免除等の承認期間が終了した後、引き続き期間について免除等を希望する場合に申請書の提出を不要とするものです。

第1号被保険者でなくなった時点において、保険料納付義務はなくなり、免除承認も終了することとなるため、第1号被保険者資格を再取得した場合は、改めて免除の申請が必要となります。

平成17年度から、免除等の申請時に「翌年度以降も引き続き申請する」という本人からの申

し出を受け付けますので、申請書の提出が省略されるのは平成18年度からとなります。

お問い合わせ 旭川社会保険事務所 ☎26 4489 または税務住民課住民相談年金係 ☎822111



### 保健福祉課社会福祉係

## 人権擁護委員特設相談所の開設について

町では、人権擁護活動の一環として特設相談所を以下のとおり開設します。

相談問題・財産・家族関係・金銭貸借などの人権問題について相談に応じます。無料で秘密は固く守られます。予約は不要です。

日時 9月15日(木)午後1

時30分〜4時

場所 いきいきセンター内

(社会福祉協議会)相談室  
人権擁護委員が相談に応じますのでご利用ください。

寺沢孝之 東町2丁目15 8

(☎82 3863)

山口佐知子 西4号北39番地

(☎82 4720)



### 都市建設課管理係

## 町営バス臨時便運行のお知らせ

9月3日(土)、4日(日)にキトウシ森林公園で「くらし楽しくフェスティバル」が開催されますが、4日につきましては町営バス臨時便の運行を行います。

運行は道草館前からキトウシ森林公園臨時バス停までの往復

直通便とし、運行時間は次のとおりです。是非ご利用ください。

なお、料金につきましては大人150円、子供70円となっております。

道草館発	キトウシ森林公園臨時バス停発
9:00	9:07
11:00	11:07
13:00	13:07
15:30	15:37

キトウシ森林公園の臨時バス停はジャブジャブ池側の正門前といたします。お問い合わせ 都市建設課管理係 ☎82 2111